〈参考資料 1〉

市区町村は、どんな支援をしたらいいのでしょう

●市区町村ケアラー支援条例の制定が必要です

ケアラーを社会的に認知し、市区町村・生活する地域でのケアラー支援の必要性を明確にし、ケアラー支援における市区町村の役割の明記、ケアラー支援施策の枠組みを定める。市区町村ケアラー支援推進協議会（仮称）の設置等協議機関を設置する。

●ケアラー支援推進計画の策定が必要です

市区町村ケアラー支援推進協議会（仮称）の意見を聞き、ケアラー支援に関する施策を総合的及び計画的に推進する。市区町村におけるケアラー支援の必要性を明記し、施策の枠組みを明示する。ほとんどの福祉施策の実施・運用権限が市区町村にあることから、具体的な施策体系を構築する。所管と担当部署を設置する。

●市区町村が行うべきケアラー支援の具体的施策の例

❶地域のケアラーの実態調査の実施

地域のケアラー（ヤングケアラー、障害児者の親と家族を含む）の実情を調査し、そのニーズや課題の把握を行う。

❷啓発・情報提供

広報紙誌・HP などによる、ケアラーおよびケアラー支援の必要性や相談先等について情報提供を行う。また、研修や講座を開催し、行政職員、専門職、事業者、市民などへの知識と情報・ノウハウを提供する。「ケアラー手帳」等情報提供ツールの作成・配布などに取り組む。

❸ケアラー支援拠点の設置と地域ネットワークの形成

ケアラー支援の専門性を踏まえ、「ケアラー支援センター」「所管・担当部署」など、ケアラー支援に係る包括的な情報提供や相談に対応するケアラー支援拠点を設置する。合わせて、地域のケアラー支援に関わる社会資源の把握とネットワークを形成する。

❹総合相談支援の実施

ケアラーのための総合的な相談窓口（多重困難にも対応できるよろず相談窓口）を設置し、心身の健康相談、生活相談、経済的相談、介護相談、情報提供等に応じるとともに、必要な支援につなぐ。

❺アウトリーチの実施

ケアラーの孤立を防ぎ、必要な支援等に結びつけるために、専門職・民生委員・市民活動団体等の訪問により、支援の必要なケアラーの発見や声かけ、相談等を実施する。

❻ケアラーアセスメントの実施

ケアラーアセスメントによって、ケアラーの状況・ニーズ、ケアラー自身に与える影響を評価し、必要な支援に結びつける。

❼ケアラーへの直接支援〈事業例〉

Ⓐ心理相談サービス（心理相談室の設置など）
Ⓑ日常生活支援サービス（介護者への家事援助など）
Ⓒ健康支援サービス（健康診断の受診促進など）
Ⓓ緊急事（SOS）サービス（緊急事の訪問相談サービスなど）

Ⓔレスパイトサービス（ケアラーの急用や休息のための場所と時間の確保など）
介護等の負担から心やからだが疲弊したとき、緊急の休養や治療、休息、気分転換などケアラー自身がケア負担から解放され、リフレッシュできるよう推進し、支援する。介護疲れや共倒れ防止にもつながる。

Ⓕつどいの場の設置と利用促進
ケアラーズカフェ、コミュニティカフェなど、ケアラーの交流・息抜き・情報収集等（可能であればよろず相談）のための居場所・たまり場を設置し、ピアカウンセリングや家族会づくり等の支援も行なう。

❽人材養成

「ケアラー支援コーディネータ（仮称）」の養成、ケアラー支援ボランティアの育成、専門職へのケアラー支援教育などを合わせて実施する。

❾域内企業・関係団体への働きかけ

介護離職防止、就労環境整備等のための企業支援を行うとともに、介護保険制度等介護や療育に係る制度の利用等について情報提供を行う。

❿域内専門職団体等との協力・連携

専門職研修の実施や実施協力、情報提供を行う。

⓫域内市民活動団体等との協力・連携

市民、ボランティアの人材養成、養成支援および市民活動団体等ケアラー支援資源のネットワークの形成と地域への情報提供、事業費助成等を行う。

⓬ヤングケアラー（子どもケアラー）・若者ケアラーの支援

ヤングケアラー・若者ケアラーの教育と子ども・若者らしく過ごせる生活を保障するため、ヤングケアラー・若者ケアラーとその抱える問題について、教職員や行政職員、専門職、市民等への啓発・情報提供、研修の実施などにより、周知をはかる。ヤングケアラーの実態（とくに小中学生）について調査し、子どもが健やかに成長できる支援体制をつくる。

⓭ケアラー支援推進協議会（仮称）の設置

域内の関係団体、専門職、当事者団体、有識者等による協議の場を常設する。

⓮既存の制度を拡充して支援する

Ⓐ介護保険事業における任意事業の見直しによる支援
地域支援事業（任意事業）の中にケアラー支援を位置づけ、支援施策を実施する。地域包括支援センターにおける支援相談事業の推進および支援、レスパイト事業の拡充等、ケアラーに実効性のある施策を実施する。

Ⓑ医療的ケア児者・障害児者のケアラーへの支援
障害者総合支援法に基づく医療的ケア児に係る相談支援コーディネータの配置。緊急支援体制の整備等をはかるなど、ニーズに応じた実効性のある施策を実施する。

Ⓒダブルケアラーの支援
ケアラーの子育てと介護の両立支援窓口を設置し、企業の理解を深めるとともに、就労環境を整備し、企業への助成交付等実効性を担保する。また、ケアラーの子育て支援および介護支援のための事業を充実する。

Ⓓ介護離職の防止事業
仕事と介護の両立のための総合相談窓口を設置する。地域包括ケア支援センターのみならず、働く人にとってアクセスのよい（民間や施設等の）場での設置も実施する。窓口での相談ツールや情報提供、相談サポート体制の強化をはかるとともに、労働・就労支援部門との連携をはかる。

日本ケアラー連盟 政策パンフレットより